⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十一条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　略］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十一条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２　略］

３　「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の第７号の２様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

［⑵　略］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑰」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

［５～８　略］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十一条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２　略］

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十一条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　同左］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十一条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２　同左］

３　「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第７号の２様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

［⑵　同左］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６⑵）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の「個別調整国外所得金額⑾」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑽」の欄の金額を記載すること。

［５～８　同左］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十一条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２　同左］